

久留米市庁内 LAN 包括運用業務委託仕様書

1 目的

本市では、業務に必要な内部文書等を管理するサーバ機器等を設置しネットワーク環境（以下「庁内 LAN」という。）を構築している。

本業務委託は、庁内 LAN のセキュリティ対策等の運用業務や職員が使用するクライアント端末のウイルス対策をはじめとした保守業務、それらのインシデント発生時の対応業務等を行うものである。

2 業務概要

（１）業務名

久留米市庁内 LAN 包括運用業務

（２）履行期間

契約締結日の翌日から令和 14 年 3 月 31 日まで。ただし、業務場所での業務開始日は令和 9 年 4 月 1 日とする（契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日までは準備期間）。

（３）業務場所

久留米市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）ほか『（８）対象機器設置場所』

（４）業務内容

① 庁内 LAN 機器・ネットワーク運用保守業務

サーバやクライアントの運用に関する設定作業や管理、障害対応、及びネットワークの運用に関する LAN 機器等の管理や配線作業、障害対応等を行うこと。

② ウイルス対策業務

パソコンのコンピュータウイルス対策管理を行うこと。

③ 庁内 LAN ヘルプデスク業務

①、②の業務に関連して行われる職員からの問い合わせ等に対して、本庁舎 5 階に常駐して対応を行うこと。

（５）常駐場所

本庁舎 5 階に専用の部屋を設け、常駐場所として提供する。市の電話機・複写機・パソコン・FAX 等の機器の使用は、委託業務に関わる範囲で可とする。出先機関での作業が必要になった場合の交通費は、事業者負担とする。

(6) 対応時間

久留米市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く日の8時00分から18時00分の間、対応すること（ただし、「3 業務詳細」に特別の記載がある業務については、この限りではない）。

(7) 必要人員

(5) の対応時間に適切に業務に対応できる人員を複数名配置すること。ただし、常駐する人員のうち少なくとも1名は、「Foundation Certificate in IT Service Management (ITIL Foundation)」の資格を有し、本業務と類似する業務（(4) ①～③の業務全て）を人口20万人以上の自治体で常駐して3年以上行った経験がある者（以下、「管理者」とする）を配置すること。なお、管理者を欠いた場合は、1か月以内に新たな管理者を配置すること。

(8) 対象機器設置場所（令和8年8月末時点）

No.	施設名	住所
1	本庁舎	福岡県久留米市城南町15-3
2	日本都市センター会館11階（東京事務所）	東京都千代田区平河町2-4-1
3	隣保館	福岡県久留米市白山町439-19
4	耳納市民センター	福岡県久留米市善導寺町飯田202-6
5	筑邦市民センター	福岡県久留米市大善寺町宮本165-12
6	上津市民センター	福岡県久留米市上津1-13-21
7	高牟礼市民センター	福岡県久留米市御井町2259-3
8	千歳市民センター	福岡県久留米市東合川8-6-21
9	久留米シティプラザ	福岡県久留米市六ツ門町8-1
10	えーるピア久留米	福岡県久留米市諏訪野町1830-6
11	西町文化財発掘整理事務所	福岡県久留米市西町845-2
12	荘島体育館	福岡県久留米市荘島町11-1
13	中央図書館	福岡県久留米市野中町970-1
14	くるめりあ六ツ門	福岡県久留米市六ツ門町3-11
15	久留米商工会館4階（保健所）	福岡県久留米市城南町15-5
16	動物愛護センター	福岡県久留米市百年公園1-2
17	南部保健センター	福岡県久留米市上津1-13-22
18	江南保育園（江南子育て支援センター）	福岡県久留米市荘島町11-1
19	松柏保育園（松柏子育て支援センター）	福岡県久留米市野中町690
20	善導寺保育園（善導寺子育て支援センター）	福岡県久留米市善導寺町飯田562
21	ひまわり保育園	福岡県久留米市白山町535-1

2 2	田主丸保育所	福岡県久留米市田主丸町常盤 1 2 2 1 - 2
2 3	田主丸子育て支援センター	福岡県久留米市田主丸町常盤 1 1 1 1 - 1
2 4	大城保育所（北野子育て支援センター）	福岡県久留米市北野町大城 1 2 8
2 5	犬塚保育園（三潨子育て支援センター）	福岡県久留米市三潨町玉満 1 9 3 8
2 6	城島子育て支援センター	福岡県久留米市城島町櫓津 7 4 3 - 2
2 7	青少年育成センター	福岡県久留米市野中町 1 0 7 4 - 1
2 8	幼児教育研究所	福岡県久留米市莊島町 1 1 - 1
2 9	環境部庁舎	福岡県久留米市莊島町 3 7 5
3 0	宮ノ陣クリーンセンター	福岡県久留米市宮ノ陣町八丁島 2 2 2 5
3 1	上津クリーンセンター	福岡県久留米市上津町 2 1 9 9 - 3 5
3 2	杉谷埋立地	福岡県久留米市高良内町 1 7 8 9 - 1
3 3	斎場	福岡県久留米市高良内町 4 0 3 0 - 1
3 4	中央卸売市場	福岡県久留米市諏訪野町 2 6 2 3 - 1
3 5	久留米競輪	福岡県久留米市野中町 2
3 6	久留米広域消防本部	福岡県久留米市東櫛原町 9 9 9 - 1
3 7	公園土木管理事務所	福岡県久留米市野中町 6 2 1 - 1 8
3 8	久留米中央ビル4階（用地課他）	福岡県久留米市中央町 3 7 - 2 0
3 9	田主丸総合支所	福岡県久留米市田主丸町田主丸 4 5 9 - 1 1
4 0	田主丸そよ風ホール	福岡県久留米市田主丸町田主丸 7 7 0 - 1
4 1	北野総合支所	福岡県久留米市北野町中 3 2 4 5 - 3
4 2	北野生涯学習センター本館	福岡県久留米市北野町中 2 7 3 - 1
4 3	北野生涯学習センター別館	福岡県久留米市北野町中 3 2 9 8 - 2
4 4	城島総合支所	福岡県久留米市城島町櫓津 7 4 3 - 2
4 5	城島保健センター	福岡県久留米市城島町櫓津 7 3 9 - 1
4 6	保健所衛生検査センター	福岡県久留米市城島町櫓津 7 4 3 - 2
4 7	三潨総合支所	福岡県久留米市三潨町玉満 2 7 7 9 - 1
4 8	三潨保健センター	福岡県久留米市三潨町玉満 2 7 7 9 - 1
4 9	三潨生涯学習センター	福岡県久留米市三潨町玉満 2 9 4 9 - 1
5 0	石橋文化会館（久留米文化振興会）	福岡県久留米市野中町 1 0 1 5
5 1	総合福祉センター（久留米市社会福祉協議会）	福岡県久留米市長門石 1 - 1 - 3 4
5 2	地場産くるめ	福岡県久留米市東合川 5 - 8 - 5
5 3	世界つつじセンター（みどりの里づくり推進機構）	福岡県久留米市山本町 1 8 7 5 - 1
5 4	くるめりあ六ツ門（観光コンベンション国際交流協会）	福岡県久留米市六ツ門町 3 - 1 1
5 5	TK 久留米ビル2階 （市営住宅管理センター）	福岡県久留米市通町 1 0 - 4

※ 職員の異動等により、対象機器設置場所は増減することがある。

(9) 対象機器一覧(令和8年7月末時点)

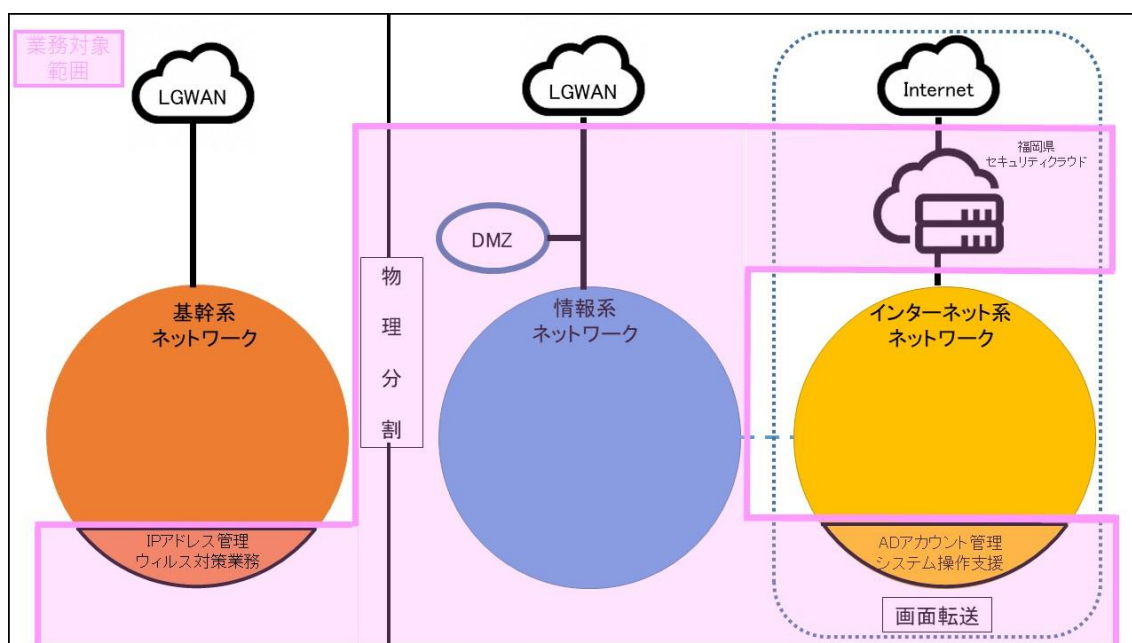
No.	機器名	数量	備考
1	情報系仮想サーバ基盤	1 台	ハード面の保守は別業者対応
2	情報系端末	約 2 7 0 0 台	ハード面の保守は別業者対応
3	プロキシサーバ	1 台	ハード面の保守は別業者対応
4	メールサーバ	1 台	ハード面の保守は別業者対応
5	ファイヤーウォール	2 台	ハード面の保守は別業者対応
6	ファイルサーバ (NAS)	5 台	ハード面の保守は別業者対応
7	情報系業務システム	一式	システム保守は別業者対応
8	インターネット系業務システム	一式	システム保守は別業者対応
9	情報系プリンタ	約 1 8 0 台	ハード面の保守は別業者対応
1 0	情報系複合機	約 1 3 0 台	ハード面の保守は別業者対応
1 1	統合センタースイッチ (本庁)	2 台	ハード面の保守は別業者対応
1 2	統合センタースイッチ (出先)	2 8 台	ハード面の保守は別業者対応
1 3	統合ミドルスイッチ	2 0 台	ハード面の保守は別業者対応
1 4	統合アクセススイッチ	3 1 台	ハード面の保守は別業者対応
1 5	統合エッジスイッチ	3 0 台	ハード面の保守は別業者対応
1 6	統合島スイッチ (本庁)	8 3 台	ハード面の保守は別業者対応
1 7	統合島スイッチ (出先)	4 3 台	ハード面の保守は別業者対応
1 8	統合 PoE スイッチ (本庁)	3 4 台	ハード面の保守は別業者対応
1 9	統合 PoE スイッチ (出先)	1 5 台	ハード面の保守は別業者対応
2 0	統合拠点接続ルータ	2 台	ハード面の保守は別業者対応
2 1	統合拠点ルータ	2 7 台	ハード面の保守は別業者対応
2 2	統合ファイアウォール	2 台	ハード面の保守は別業者対応
2 3	統合無線 LAN コントローラ	2 台	ハード面の保守は別業者対応
2 4	統合無線アクセスポイント (本庁)	1 0 5 台	ハード面の保守は別業者対応
2 5	統合無線アクセスポイント (出先)	4 7 台	ハード面の保守は別業者対応
2 6	統合 FT サーバ	1 台	ハード面の保守は別業者対応
2 7	統合 UPS	1 台	ハード面の保守は別業者対応
2 8	公式 HP コンテンツ web サーバ	1 台	ハード面の保守は別業者対応
2 9	基幹系端末	約 8 0 0 台	ハード面の保守は別業者対応
3 0	基幹系プリンター	約 2 0 0 台	ハード面の保守は別業者対応
3 1	基幹系サーバ(統合サーバ除く)	約 1 0 台	ハード面の保守は別業者対応
3 2	インターネット接続端末 (テレワーク端末含む)	約 2 0 0 台	ハード面の保守は別業者対応

33	スタンドアロン端末	約200台	ハード面の保守は別業者対応
----	-----------	-------	---------------

※ 対象機器については、以下の業務対象範囲内で増減することがある。

○ 業務対象範囲

業務対象範囲は以下の図のとおりである。



※基幹系ネットワークの対象範囲は一部業務のみ。

3 業務詳細

(1) 庁内 LAN 機器・ネットワーク運用保守業務

2. (9)「対象機器一覧」の機器のうち久留米市が指定する機器について、別紙1「作業項目一覧（庁内 LAN 機器・ネットワーク運用保守業務）」に記載する業務を行うこと。

(2) ウィルス対策業務

① 業務概要

久留米市が使用するパソコン及びサーバ等（2. (9)「対象機器一覧」の機器のうち久留米市が指定する機器（以下、「ウィルス対策対象機器」とする））について、コンピュータウィルスの予防、検知、処置等の対応を行う。

② ウィルス対策ソフト

トレンドマイクロ株式会社製のウィルスバスターを使用すること。

③ 業務詳細

- (ア) 上記ソフトウェアが、常に正常な状態で動作するために必要な保守及び点検を行うこと。
- (イ) 上記ソフトウェアの使用状況（インストールされているパソコンの状況等）について、把握できるようにすること。
- (ウ) 新種のコンピュータウイルスに対応するためのソフトウェアの更新（パターンアップ）を行うこと。
- (エ) ウイルス対策対象機器がウイルスに感染した場合は、システムの復旧、感染ウイルスの特定および感染経路の解明に、可能な限り努めること。
- (オ) トレンドマイクロ認定パートナーで、「専任エンジニア」として「パートナーテクニカルサポートセンタ」のサポートを直接受けられるようにすること。
- (カ) 新種・亜種等のウイルスを検知した場合は、トレンドマイクロの専用ツールを用いて検体を採取してメーカーに解析依頼を行い、解析結果を元に速やかにメーカー指定の処置・対応を行うこと。
- (キ) ウイルス管理用のサーバ（以下、「C o r pサーバ」とする）を準備し導入及び構築を行うこと（基幹系ネットワーク及び情報系（L G W A N）ネットワーク内に構築すること）。また、C o r pサーバの故障時や不具合発生時には速やかに対応を行い、業務に影響が出ないようにすること。
- (ク) 新たにC o r pサーバを構築する場合は、現行のC o r pサーバから漏れなくデータを移行すること。
- (ケ) C o r pサーバのプログラムについてアップデートが必要な場合、情報政策課と協議の上、プログラムのアップデートを行うこと。
- (コ) オンライン端末については、台数の増減を管理し毎月報告すること。
- (サ) オフライン端末（スタンドアロン端末等）については、本庁及び出先を含めて、3か月に1回（年4回）訪問の上、手動でパターンアップデートを行う。また、必要に応じて久留米市と協議の上、プログラムのアップデートを実施すること。
- (シ) オフライン端末については別途リストを作成・更新の上、管理を行うこと。
- (ス) ウイルスバスタークラウド導入端末は、増減を年1回確認し報告すること。

④ 契約と支払い

ウイルス対策業務部分については、継続ライセンス、新規ライセンス(前年度からの増加数)、保守費用それぞれの当該年度の月額1台あたりの単価契約とし、毎年度4月1日時点での台数を久留米市が算出して報告し、当該年度の毎月の支払額を決定する。

⑤ ウイルス対策ソフトのライセンス数（実績と予定）

ウイルス対策ソフトのこれまで（直近5年度）のライセンス数と契約期間の予定のライセンス数を下表に示す（インターネット接続端末、スタンドアロン端末は「情報

系」に含めている)。

	年度	対象機器台数（実績）				対象機器台数（予想）				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
情報系	継続	2,805	2,810	2,802	2,802	2,822	2,842	2,862	2,882	2,902
	新規	-	2	0	20	20	20	20	20	20
基幹系	継続	773	768	775	775	834	844	854	864	874
	新規	-	0	0	59	10	10	10	10	10
合計	継続	3,578	3,578	3,577	3,577	3,656	3,686	3,716	3,746	3,776
	新規	-	2	0	79	30	30	30	30	30
	合計	3,578	3,580	3,577	3,656	3,686	3,716	3,746	3,776	3,806

（３）庁内 LAN ヘルプデスク業務

（１）、（２）に関連する職員からの問い合わせ（サーバ、クライアント、ネットワーク、原課導入システム（財務会計システム、人事給与システム等）、テレワーク端末、その他情報ネットワークに関すること）を受け、一時切分けを行い、必要な場合は障害対応等を行うこと。また、問い合わせ内容を進捗管理表に記載して、対応状況を管理すること。なお、ヘルプデスク専用の内線の電話番号を久留米市が準備するので、その問い合わせ先を利用して対応すること。

４ 受付・作業実績

本業務の受付・作業実績（令和７年度）については、別紙２「受付実績・作業実績一覧（令和７年度）」を参照のこと。

５ 成果品

下表に示す成果物を定められた提出期限までに、Ａ４版またはＡ３版で印刷のうえ、本市に提出し、検収等を受けること。

No.	成果物等	提出期限
1	作業計画書	適宜
2	作業報告書	適宜
3	業務完了報告書（月次）	当該月の業務完了後の翌月１０日まで

６ その他

（１）研修の実施

受託者は、必要に応じて、従事者が業務場所での業務開始までに、従事者に対して必要な知識等に関する研修を行うこと。

(2) 業務遂行に必要な備品等

業務遂行に必要な備品（電話回線、電話機、P C、机、椅子、その他本市が必要と判断したもの）及び履行場所で業務履行に要する費用等（電話回線利用料、電気料）は本市が負担するが、業務従事者が使用する文具類や必要備品については受託者が負担すること。

(3) 情報セキュリティ実施手順策定支援

「久留米市情報セキュリティ規則」に基づく「情報セキュリティ実施手順」の策定を支援すること。

(4) ICT-BCP 対策マニュアル策定支援

「久留米市 ICT 部門業務継続計画（ICT-BCP）」に基づく「ICT-BCP 対策マニュアル」の策定を支援すること。

(5) 協議事項

受託者は、委託業務の遂行にあたって、仕様書等に記載のない事項については、別途、本市と協議すること。なお、受託者は、協議を行った場合は、当該協議に関する議事録を作成し、本市の承諾を得ること。

(6) 守秘義務

ア 受託者は、委託業務が完了した後またはこの委託契約が解除された後において、委託業務で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、本市または受託者が実施するにあたり、作成した資料、使用した資料、機器、個人情報、記録媒体に記録された情報及びその他委託業務の履行に必要な書類（以下「委託業務資料」という。）を、委託業務の履行以外の用途に使用してはならない。

ウ 受託者は、委託業務資料を複写・複製または第三者に提供してはならない。ただし、書面により本市の承諾を得た場合は、この限りではない。

エ 受託者は、本市の許可なく、委託業務の履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

オ 受託者は、委託業務資料の利用、收受、保管その他の管理にあたって、当該資料の漏洩、滅失、毀損、紛失、改ざん及び盗難等の事故防止を図るため、必要な措置を採らなければならない。なお、事故が生じた場合は、直ちに口頭及び書面で報告しなければならない。

カ 受託者は、委託業務を完了した場合、委託業務の内容が変更された場合またはこの契約が解除された場合は、本市の指示に従って、委託業務資料の廃棄をしなければならない。